

2014年6月24日 全5頁

銀行の再編に関する法律など

銀行同士の合併を例に、法律ごとにワンポイント解説

金融調査部 主任研究員
堀内勇世

[要約]

- 平成に入って銀行の再編が多く見られた。最近では、地方銀行と第二地方銀行の経営統合が公表された例もある。今後も自身の経営戦略に基づき銀行が再編を行うことは考えられる。
- 銀行が再編を行う場合にどのような法律が関わってくるのだろうか。再編は大変複雑な行為であるので、多くの法律が関係していると思われる。
- ここでは銀行同士が合併する場合を前提に、会社法、銀行法、産業競争力強化法、金融機能強化法などの基本的と思われる主だった法律を掲げ、ごく簡単な解説を加えたい。

1. はじめに

【銀行の再編は少なくないと思う】

平成に入って、銀行における合併などの再編がずいぶんと行われてきた。実際、全国銀行協会の「銀行の提携・合併リスト」というウェブサイト^(注1)を見ると、「平成元年以降の提携・合併リスト」が掲載されており、それを見ると、名称の変更なども含まれているが、多数の再編があったことがわかる。また、最近においても、地方銀行と第二地方銀行の経営統合が公表された例がある。

(注1) 全国銀行協会の以下のウェブサイト参照。

<http://www.zenginkyo.or.jp/inquiry/affiliation/>

【銀行の再編に関連する法理という視点で探る】

ところで、この銀行の再編にはどのような法律が関連してくるのだろうか？当然、法律だけを見ても、再編できるわけではないが、少し視点を変えて再編について考えるのもよいのではないだろうか。

【前提を考える】

再編と一口に言っても、合併、営業譲渡、共同持ち株会社の設立など、多様の形態が存在する。ここでは、基本的な形態である、銀行（普通銀行^(注 2)）同士が、自身の経営戦略に基づき合併する場合を前提に考えることにする。

（注 2）普通銀行には都市銀行、地方銀行、第二地方銀行などが含まれる。なお、例えば、金融機関の合併及び転換に関する法律 2 条 1 号では、銀行法 2 条 1 項に規定する銀行と規定されている。

また、ここで掲げるのは「法律」とする。実際には各法律に関連して政省令などが存在し関係してくるが、ここで取り上げるのは「法律」だけとする。また原則、税務関連の法律などは除き、その他の基本的と思われる主だった法律を掲げることにする。

2. 主だった法律

基本的と思われる主だった法律としては、例えば次の法律が存在する。

- (1) 会社法
- (2) 銀行法
- (3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下、独占禁止法）
- (4) 金融商品取引法
- (5) 産業競争力強化法
- (6) 金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下、金融機能強化法）
- (7) 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（以下、組織再編法）

3. ワンポイント解説

(1) 会社法

銀行は、株式会社である（銀行法 4 条の 2）。それゆえ、合併については、会社法の株式会社に関する規定が基本となる。

会社法では、原則として合併につき株主総会の承認を得ること（会社法 783 条、795 条、804 条）、会社の債権者保護のための債権者異議手続を経ること（会社法 789 条、799 条、810 条）、

合併に伴い登記が必要なこと（会社法 921 条、922 条、930 条）などが規定されている。

(2) 銀行法

銀行の場合、合併に当たっては内閣総理大臣の認可を得なければならない（銀行法 30 条、59 条）。

また、銀行には株式の保有制限（議決権の 5%）が課されているが、合併によってこの保有制限を超える場合には経過措置が設けられている（銀行法 16 条の 3）^(注 3)。

なお、会社法に基づき債権者異議手続の一環として、知れたる債権者に対して個別に催告をしなければならない場合^(注 4)に、預金者などには催告をしなくともよいとする特則が規定されている（銀行法 33 条）。

（注 3）「銀行等の議決権保有規制の例外措置拡充」（横山淳、2013 年 6 月 24 日）も参照。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130624_007351.html

（注 4）なお、会社法では、一定の要件を充たせば、知れたる債権者に対して個別に催告をしなくて良いとする仕組みも用意されている（会社法 789 条 3 項、799 条 3 項、810 条 3 項）。

(3) 独占禁止法

独占禁止法では、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる合併を禁止（独占禁止法 15 条 1 項）し、公正取引委員会は必要に応じて審査を行っている。

また、一定の条件を満たす会社が合併する場合は、あらかじめ公正取引委員会に届け出ることを義務付けている（独占禁止法 15 条 2 項）

なお、独占禁止法においても、銀行法と少々異なるが、銀行に株式の保有制限（議決権の 5%）が課されている（独占禁止法 11 条）^(注 5)。ただし、合併によってこの保有制限を超える場合には経過措置が設けられている。

（注 5）「銀行等の議決権保有制限の独占禁止法ガイドライン改定」（堀内勇世、2014 年 4 月 24 日）も参照。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20140424_008465.html

(4) 金融商品取引法

合併する銀行の両方もしくはいずれかが上場会社などの有価証券報告書提出会社の場合、合併に関連して、通常、金融商品取引法上の開示が必要となる。例えば、次のとおりである。

- ・上場会社である銀行が合併する場合、臨時報告書の提出が必要となることがある（金融商品取引法 24 条の 5 第 4 項、企業内容開示府令 19 条 2 項 7 号の 3・7 号の 4）。
- ・また、金融商品取引法上の開示が行われていない非上場会社が存続会社となり、上場会社が消滅会社となるような場合、有価証券届出書の提出が必要となることもある（金融商品取引法 4 条 1 項）

また、インサイダー取引規制（金融商品取引法 166 条）と関係で、情報管理などに気を付けなければならない場合もある。

(5) 産業競争力強化法

かつて銀行の再編に当たり、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下、産活法）^(注6)の登録免許税の軽減の特例を利用する例があった。

この産活法は、平成 26 年（2014 年）1 月 20 日付けで、産業競争力強化法^(注7)の施行に伴って廃止されたが、産業競争力強化法に類似の支援措置が用意されているので、今後、登録免許税の軽減の特例^(注8)^(注9)の利用を検討する可能性もあると思われる。

なお、産業競争力強化法 50 条では、事業再編の実施の円滑化のために必要があると認めるときには、政府が市場構造を調査し公表するとされている^(注10)^(注11)。

(注 6) 産活法については、経済産業省の以下のウェブサイト参照。

<http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/sankatsuhou/index.html>

(注 7) 産業競争力強化法については、経済産業省の以下のウェブサイト参照。

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/saihen.html

(注 8) 産業競争力強化法の下での登録免許税の軽減の特例については、租税特別措置法第 80 条も参照。なお、平成 26 年（2014 年）1 月 20 日（産業競争力強化法施行日）から平成 28 年（2016 年）3 月 31 日までと期間が限定されている。

(注 9) 事業再編促進税制というものもあるが、それについては以下のレポート参照。

・「法人のベンチャー投資・事業再編の優遇税制」(是枝俊悟、2013 年 11 月 5 日)

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20131105_007858.html

(注 10) 産業競争力強化法 50 条については、参議院の「経済のプリズム 第 126 号」の「産業競争力強化法の概要と国会論議の整理」（参議院経済産業委員会調査室 柿沼 重志・中西 信介）参照（第 126 号の特に 20～21 ページ参照）。

http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/h26pdf/201412602.pdf

(注 11) 平成 26 年（2014 年）6 月 10 日の茂木経済産業大臣の閣議後記者会見によれば、第 1 号案件として、石油業界に対して、産業競争力強化法 50 条の調査を行うことになったとされている。

http://www.meti.go.jp/speeches/data_ed/ed140610j.html

(6) 金融機能強化法

金融機能の強化を通じて地域における経済の活性化が図られるよう、一定の条件を付加した上で金融機関に対して国が資本参加する、つまり預金保険機構などが株式等の引受けを行う仕組み（いわゆる公的資金の注入）が用意されている。それは、金融機能強化法にある。銀行同士が合併する際にも、この仕組みを利用することが考えられる（金融機能強化法 15 条など）。

ただし、この仕組みは、平成 29 年（2017 年）3 月 31 日までと期限が定められている。

(7) 組織再編法

銀行同士が合併した場合には、その後 1 年間に限り、保護される預金金額の範囲は、預金者 1 人当たりの上限額（元本 1,000 万円まで）に合併に関わった銀行数を乗じた金額とその利息とする特例が規定されている（組織再編法 14 条）。